

令和4年8月31日

令和5年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和5年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	500	—	0.0
うち 国内債	500	500	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	500	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和5年度末 残高(見込)	令和4年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,880	1,380	500	36.2
うち 国内債	1,880	1,380	500	36.2
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,980	1,480	500	33.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		800	800	—
(内訳)	融資	640	640	—
	出資	160	160	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和5年度 要 求 額	令和4年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		800	800	—
(財源)	財政投融资	500	500	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	500	—
	自己資金等	300	300	—
	政府保証（5年未満）	300	300	—
	貸付金利息	43	39	5
	借入金利息	△4	△4	—
	債券利息	△7	△4	△3
	事務費	△9	△9	0
	その他	△24	△21	△2

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に關与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザニンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンスを原則としており、機構、PFI事業者、民間投資家とのリスク分担は明確。

また、内閣総理大臣が定める支援基準に「民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること」と規定されており、民間企業のモラルハザードを防止している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和5年度の要求においては、3年度の支援決定及び支援実行実績、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	元年度	2年度	3年度
運用残額	-	400億円	300億円
運用残率	-	100.0%	60.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

該当なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和5年度に資金調達の可能性のあるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債500億円を要求するもの。

なお、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

(2) 政府保証外債

該当なし

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債500億円を要求するもの。

(2) 政府保証外債

該当なし

(3) 政府保証外貨借入金

該当なし

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証500億円を要求するもの。

掲載箇所・内容は以下の通り。

○経済財政運営と改革の基本方針2022

第2章 新しい資本主義に向けた改革

2. 社会課題の解決に向けた取組

(1) 民間による社会的価値の創造

(PPP/PFIの活用等による官民連携の推進)

民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用するPPP/PFIについて、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を抜本的に強化する。今後5年間で、PPP/PFIが自律的に展開される基盤の形成に向けた「重点実行期間」とし、PFI推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入するとともに、幅広い自治体の取組を促す。その際、交付金等について、PPP/PFIの活用がより促進されるよう制度改善を検討する。

スタジアム・アリーナ、文化施設、交通ターミナル等へのコンセッション導入、指標連動方式も活用した道路等のインフラの維持管理・更新での案件形成等活用対象の拡大を図るとともに、水道、下水道、教育施設等の先行事例の横展開を強化する。

コロナ禍の経験等を踏まえ、リスク分担の検討等を進めつつ、原則として全ての空港へのコンセッション導入を促進する。

第4章 中長期の経済財政運営

1. 中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

(効果的・効率的な支出の推進とEBPMの徹底強化)

今後これまで以上に歳出の中身をより結果につながる効果的なものとするのが重要となる。効果的・効率的な支出(ワイズスペンディング)の推進に向けて、国民各層の意識や行動の変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革、公的部門の産業化、PPP/PFIや共助も含めた民間活力の最大活用などの経済・財政一体改革の取組を抜本強化する。また、コロナ禍での累次の補正予算について、その使い道、成果について、見える化する。

○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

6. コンセッション（PPP/PFIを含む）の強化

公共施設の民間事業者による運営を行うコンセッション（公共施設等運営事業）等を加速する。

空港分野では、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッション（公共施設等運営事業）の導入を促進する。

空港容量の拡大等の機能強化が引き続き必要であるため、例えば羽田空港では、2020年3月に導入した都心上空新経路により拡大した空港容量を確保すべく、経路下の地域との調整を着実に進める必要がある。また、成田空港については、まずは第三滑走路の建設を含む機能強化事業を着実に実施する必要がある。

今後、コロナ禍の経験等を踏まえたリスク分担の在り方に加え、空港における機能強化の進捗や地域との関係等を踏まえつつ、コンセッション（公共施設等運営事業）の実施について検討する。

鉄道、バス、タクシー等を接続する公共交通ターミナルである「バスタ」について、コンセッション（公共施設等運営事業）の導入を推進する。スタジアム、アリーナ等についても導入を推進する。

林業分野では、樹木採取権制度に基づき、パイロット的に選定された10か所について、樹木採取権の設定を進める。より大規模・長期間のものも含めた今後の樹木採取権設定に関する具体的方針を本年末までに策定する。

また、新たに策定したアクションプランに基づき、PPP/PFIを拡大するため、その導入を自治体が優先的に検討する取組の改善を促す等、取組を強化する。

○デジタル田園都市国家構想基本方針

第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

3. 取組の前提

【共助による取組の力強い推進】

感染症への対応で地方経済・社会をめぐる様々な課題が顕在化した今こそ、地方からのデジタル化を一気に進め、デジタルを地方創生の取組を進めるための手段と捉えて、有効に活用し、目指すべき社会の姿を追求することが必要である。その実現にあたっては、社会的事業を推し進めるスタートアップや共助の力も積極的に活用し、地域内外の多様性を活かしていくことが重要である。その際には、人口減少に伴う地域経済の縮小や担い手不足の状況の中、地域内外のリソースを最大限有効に活用するため、シェアリングエコノミーや民間の創意工夫が発揮される PPP/PFI手法等の活用、共助を担うソーシャルベンチャーの創出支援などに取り組むとともに、個人の多様な生活や価値観に寄り添う共助のビジネスモデルを構築し、高度かつ効率的に地方の社会課題の解決や魅力の向上を図る。

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

(5) 豊かで魅力あふれる地域づくり

③質の高い暮らしのためのまちの機能の充実

i 魅力的な地方都市生活圏の形成

【具体的取組】

(c)居心地が良く歩きたくなるまちづくりの推進

- ・ Park-PFI や市民緑地認定制度等の民間資金等を活用する取組等を促進し、公園の再生・活性化や緑・芝生の創出を図り、オープンスペースの充実したゆとりとにぎわいあるまちづくりを進める。

(国土交通省都市局公園緑地・景観課)

iv 民間の創意工夫を活用した公共施設等の質の向上

【具体的取組】

(a)PPP/PFI の一層の活用促進

- ・ PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する仕組みの構築・運用、地域の産学官金が連携して具体の案件形成を目指した取組を行う地域プラットフォーム等を通じた事業の掘り起こし・案件形成に対する支援、ワンストップ窓口等による国の支援機能の強化、2019年に新設した地域プラットフォーム協定制度に基づく地域プラットフォームへの継続的支援及び地方公共団体の先導的な取組の導入可能性調査経費等の初期投資に対する支援を行う。

(内閣府民間資金等活用事業推進室)

- ・ 株式会社民間資金等活用事業推進機構を中心としたプロジェクト組成の推進（地域再生法に基づく同機構のコンサルティング業務の活用を含む。）など、PPP/PFIの更なる活用の具体化を推進する。

(内閣府民間資金等活用事業推進室、地方創生推進事務局)

- ・ PPP/PFI 手法を活用した、民間の創意工夫を活かした地域の身近なデジタル拠点の整備を推進する。

(内閣府民間資金等活用事業推進室、デジタル庁デジタル田園都市国家構想検討チーム)

- ・ 関係省庁と連携の下、スポーツ、文化・教育施設におけるコンセッション等官民連携の取組を推進する。

(内閣府民間資金等活用事業推進室、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課、計画課、スポーツ庁参事官（地域振興担当）、参事官（民間スポーツ担当）、文化庁企画調整課、総合教育政策局地域学習推進課)

④地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

v スポーツ・健康まちづくり

【具体的取組】

- ・ 公共スポーツ施設において、個別施設計画の内容充実を推進するとともに、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式（PFS/SIB）など多様なPPP/PFIの導入を促進し、効率的・効果的な整備・管理運営を推進する。

また、民間スポーツ施設についても、地域のスポーツの場としての有効活用を推進する。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

1. 政策的必要性

PPP／PFIの推進は、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現することで、次のような様々な効果が期待できる。

国及び地方公共団体の財政状況が厳しさを増すとともに人口減少に伴い職員の減少が見込まれる中で、老朽化が進むインフラを維持していくことが求められている。PPP／PFIの推進によって、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化が図られることにより、財政健全化とインフラの確保の両立をはじめ、多様な政策ニーズに的確に対応し、適切かつ効果的な賢い支出による経済・財政一体改革に貢献することが期待される。

その一方で、PPP／PFIは、新たな雇用や投資を伴う民間のビジネス機会を拡大するものである。収益施設の併設等の民間の収益事業が展開されることで、その効果は一層拡大する。さらに、PPP／PFIの促進を通じ潤沢な民間資金の流れを作ること、金融機関によるプロジェクトファイナンスの活性化や資金提供主体としてのインフラファンドの育成、投資家から資金の調達を行うインフラ投資市場の整備が促進される。新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱としてPPP／PFIを推進することで、民間投資を誘発し、成長と分配の好循環の実現に貢献することが期待される。

PPP／PFIによる良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開は、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組を促進する。PPP／PFIの推進による魅力的で活力ある地域の実現は、デジタル田園都市国家構想などの推進に貢献することが期待される。

官民の適切な役割分担の下、民間の創意工夫を活用するPPP／PFI手法は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化、デジタル技術の社会実装など、新たな政策課題への取組においても有効であり、SDGs（持続可能な開発目標）の達成にも寄与すると考えられる。

一方、利用料金収入等の施設の需要変動リスクは民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されておらず、利用料金収入で費用を回収するPFI事業の資金調達を行う上で障害となっている。

このため、国費と民間資金により構成される機構から、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対してリスクマネー（原則メザンファイナンス）の拠出を行うことを通じ、PFI事業の実施を促進するとともに、その実績を積み重ねることを通じて、インフラに対してリスクマネーを供給する民間の自律的な市場の形成の促進を目的としている。

2. 民業補完性

我が国では、インフラへのリスクマネーを供給する民間の市場が未形成であるため、国の資金を呼び水に設立した官民共同出資の機構の投融資の規模を拡充し、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対する支援を実施するものである。

機構により利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して資金供給するリスクマネーは、原則として、優先株・劣後債といったメザニンファイナンスであり、民間によるリスクマネーの供給を補完するものである。

3. 有効性

「PPP/PFI推進アクションプラン」（令和4年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）において、平成25年度から令和4年度までのPPP/PFIの事業規模目標21兆円を7年間で達成したことを踏まえ、令和4年度から令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模の達成を目指すこととしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、PPP/PFIを推進することとされている。

この方針の実現に寄与するため、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模のコンセッション事業等のPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、地域金融機関等との関係者から意見を聴取しつつ、新たな目標の達成に向けた機構の役割も考慮し、設置期限を含む機構の今後のあり方について検討し、所要の法案の早期提出を図ることとしている。

4. その他

機構は、民間による効率的・効果的な運営を基本とし、その出融資によるPFI事業者への支援については、内閣総理大臣が定めた支援基準の下、客観性・中立性・専門性を確保した民間資金等活用事業支援委員会の支援決定に基づいて行うことにより、機構の財務状況の健全性の確保を図ることとしている。

3 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における令和3年度の支援決定件数は2件、支援実行額は貸付金等85億円であった。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産：令和3年度末の資産合計は、110,352百万円。

○ 負債：令和3年度末の負債合計は、88,419百万円。

○ 資本：令和3年度末の株主資本は、21,932百万円。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用：営業費用は、500百万円。営業外費用は、27百万円。

○ 収益：営業収益は、1,766百万円。営業外収益は、1百万円。

結果として経常利益1,240百万円、当期純利益863百万円を計上している。